

介護予防福祉用具貸与事業の運営規程

株式会社ケアネット 岩手サービスセンター

第1条 事業の目的

(株) ケアネットが開設した岩手サービスセンター（以下「事業所」という）が行う指定介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」という）が、要介護又は要支援の状態(以下「要介護状態等」という)となった高齢者に対し、適正な指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

事業所の専門相談員等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望、その環境を踏まえた適切な福祉用具の選定を援助、取付け調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 株式会社ケアネット 岩手サービスセンター
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢区花園町一丁目19番16号

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所におく従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 専門相談員 2名
専門相談員は、指定福祉用具貸与の提供に当たる。

第5条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 ただし国民の祝日、
及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分

第6条 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法

- (1) 福祉用具貸与に当たっては、利用者の状態に合わせて調整を行うとともに使用方法・留意事項・故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分に説明するとともに、必要に応じて実地指導を行う。
- (2) 貸与する福祉用具は、常に清潔かつ安全で正常な機能を有するよう、福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

第7条 取り扱い種目

取り扱う種目は次のとおりとする。

車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症性老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く）

第8条 利用料等

指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

但し、福祉用具の搬出搬入に特別な措置が必要な場合は、実費を請求するものとする。

第9条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、奥州市、金ヶ崎町、北上市、花巻市、平泉町、一ノ関市とする。

第10条 業務委託等

指定介護予防福祉用具貸与事業の一部を、他の専門業者に委託する場合には事業所と専門業者間で業務委託契約を結ぶものとする。

第11条 衛生管理等

- (1) 事業所は、従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与に用いる福祉用具の消毒・保管は、業務委託

業者が行うものとし、事業所は委託業者における福祉用具の消毒・保管の衛生管理について、定期的に確認するものとする。

第12条 事業継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第14条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等 高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条 身体拘束の禁止について

1. 事業所は、サービスの提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

第16条 その他運営についての重要事項

1. 事業所は、専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - （1）採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - （2）継続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
3. 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
4. 事業所に損害賠償が生じた場合には、加入する賠償責任保険により対処することとする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第17条 付則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

令和6年 1月1日 一部改訂

令和6年11月1日 一部改訂